

平成30年(再口)第9号
 静岡県清水区梅が岡1番13号 ファミール梅が岡203号
 再生債務者 前田 純

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 平成31年1月17日まで
- 4 一般異議申述期間 平成31年1月28日から平成31年2月7日まで

静岡地方裁判所民事第2部

平成30年(再口)第7号
 埼玉県東松山市大字市ノ川560番地4
 再生債務者 下境美由紀

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午前11時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 平成31年1月24日まで
- 4 一般異議申述期間 平成31年2月7日から平成31年2月28日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成30年(再口)第68号
 大阪府鶴見区茨田大宮3丁目20番40号
 再生債務者 佐久本政規

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 平成31年1月24日まで
- 4 一般異議申述期間 平成31年1月28日から平成31年2月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

平成30年(再口)第64号
 大阪市生野区勝山北3丁目1番17号
 再生債務者 林 泰健

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 平成31年2月1日まで
- 4 一般異議申述期間 平成31年2月4日から平成31年2月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成30年(再口)第5号
 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2825番地5
 ピュアネス 103号
 再生債務者 溝口 知紗

- 1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年12月5日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 平成31年1月16日まで

平成30年12月26日
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

平成30年(再口)第6号
 熊本市中央区九品寺1丁目7番5号 プレール九品寺402
 再生債務者 山中 麻未

- 1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年12月14日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 平成31年1月18日まで

平成30年12月26日
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

平成30年(再口)第3号
 鹿児島県鹿児島市星ヶ峯1丁目15番82-51号
 再生債務者 酒井 洋平

- 1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年11月27日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 平成31年1月22日まで

平成30年12月25日
 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

平成30年(再口)第11号
 千葉県柏市花野井687番地12
 再生債務者 谷 秀夫

- 1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年12月5日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 平成31年1月24日まで

平成30年12月27日
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成30年(再口)第3号
 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田66番地2 田代住宅A棟102号
 再生債務者 石井 研吾

- 1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年12月21日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 平成31年1月25日まで

平成30年12月28日 青森地方裁判所弘前支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は平成三十一年三月一日であり、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
 掲載の日付 平成三十年七月二十四日
 掲載頁 八十六頁(号外第一六二号)
 - (乙) 掲載紙 官報
 掲載の日付 平成三十年七月二十四日
 掲載頁 七十五頁(号外第一六二号)
- 平成三十一年一月十一日
 東京都渋谷区元代々木町四九番一三号
 (甲) 株式会社サザビリーリーグ
 代表取締役 角田 良太
- 東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目一番一號
 (乙) 株式会社バゲージハンドラーズ
 代表取締役 林 典男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は平成三十一年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
 掲載の日付 平成三十年七月二十四日
 掲載頁 八十五頁(号外第一六二号)
 - (乙) 掲載紙 官報
 掲載の日付 平成三十年七月十日
 掲載頁 五十七頁(号外第一五〇号)
- 平成三十一年一月十一日
 東京都港区新橋五丁目一番一號
 (甲) 住友金属鉱山エンジニアリング株式会社
 代表取締役 小野 嘉信
- 愛媛県新居浜市新田町三丁目三番二〇号
 (乙) 住鉱フランクック株式会社
 代表取締役 尾藤 俊光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は平成三十一年三月一日であり、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
 掲載の日付 平成三十年六月二十一日
 掲載頁 五十五頁(号外第一三四号)
- (乙) <http://www.yedata.co.jp/>
 平成三十一年一月十一日
 福岡県行橋市西宮市二丁目一三番一號
 (甲) 安川コントロール株式会社
 代表取締役 鈴木 章洋
 埼玉県入間市大字新光一八二番地
 (乙) 株式会社ワイ・イー・データ
 代表取締役 井土 信行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は平成三十一年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成三十年十二月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
 掲載の日付 平成三十一年一月七日
 掲載頁 五十九頁(号外第二号)
 - (乙) 掲載紙 官報
 掲載の日付 平成三十一年一月四日
 掲載頁 六十四頁(号外第一号)
- 平成三十一年一月十一日
 長崎県佐世保市御本町二七番一號
 (甲) 和信産業株式会社
 代表取締役 浦山 政信
- 長崎県佐世保市御本町二七番一號
 (乙) 株式会社守・インポート
 代表取締役 浦山 信一